

第1回 農業資材審議会農業機械化分科会

農林水産省 生産局
第1回農業資材審議会機械化分科会

日時:平成13年3月21日(水)
会場:蔵前工業会館 801 会議室
時間:10:40~12:00

議 事 次 第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事
 - (1) 農業資材審議会農業機械化分科会について
 - (2) 分科会長互選
 - (3) 分科会長代理指名
 - (4) 農業資材審議会農業機械化分科会における部会の設置について
 - (5) 部会に属するべき委員及び専門委員の指名
 - (6) 部会長互選
 - (7) 農業機械対策について
4. 閉会

○生産資材課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから農業資材審議会農業機械化分科会を開催させていただきますと思います。

私、生産資材課長の吉田でございます。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。分科会長選出までの間、司会進行を務めさせていただきますと思います。

御出席を予定されておられる方でまだ来られていない方もございますが、現在、委員会の定数が25名のところ御出席の委員が17名でございます。審議会令第7条第1項で定足数は過半数となっておりますが、それを満たしておりますので、ただいまから会議を開催させていただきますと思います。

まず冒頭に御紹介したいのですが、本日10時から農業資材審議会が開催されまして、会長に瀬尾委員が選出されました。また、各分科会に所属される委員、臨時委員について会長から御指名があったところでございます。

それでは初めに、委員の方々の御紹介をさせていただきますと思います。私の左手の方から御紹介を申し上げますが、御着席のままで結構でございますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

私の左手、1人おきまして岡本嗣男委員でございます。

尾野村祐治委員でございます。

金子一也委員でございます。

神野紘宇委員でございます。

児玉洋子委員でございます。

澁澤栄委員でございます。

清水幸三委員でございます。

瀬尾康久委員でございます。

関根成巳委員でございます。
高山隆子委員は遅れておられます。
多田和子委員でございます。
田中直行委員でございます。
津賀幸之介委員でございます。
長谷川留子委員でございます。
佛田利弘委員でございます。
松田従三委員でございます。
森サチ子委員でございます。
横山孝子委員でございます。
以上でございます。

なお、本日は井上和衛委員、岡本修委員、重久吉弘委員、千葉悦子委員、中村武久委員、橋本勝好委員及び松尾英章委員それぞれが所用によりまして御欠席となっております。

会議を始めるに当たりまして、本来ですとここで大臣なり私どもの生産局長が参りまして御挨拶を申し上げるところでございますが、何分にも今は 国会開会中でありまして、それぞれそちらの方に出向いておりまして、参ることができません。進行役の身でありながら甚だ恐縮ではございますが、私の方から御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては委員就任に御快諾いただきますとともに御多用の中から御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど本審議会の場で大臣に代わりまして金田英行農林水産大臣政務官の方から大臣の挨拶がございました。その中でもございましたけれども、今、農林水産省は食料・農業・農村基本法の理念に基づきまして食料自給率の向上に向けた取り組みを始め、新たな時代の食料・農業・農村政策を着実に推進していくという決意が語られたところでございます。その中で基本法の理念を改めて紹介されましたけれども、これは生産と消費との共生という考えのもとに国土 や自然環境の保全、食料の安定供給といった多面的な役割を担っております農業・農村の健全な発展を図る、これが食料・農業・農村基本法が描いた理念でございますが、この理念に基づいてしっかりと施策を実行していくという決意が述べられたところでございます。

この農業資材審議会では扱います農業資材の方から見ましても、まず生産の立場から見ますと農業生産資材というのは非常に重要な資材でございます。生産性の向上とか省力化、あるいは労働負担の軽減等々、大きな役割を担っておりますし、消費者の立場から見ますと安全な資材の供給というのは非常に重要な視点になってございます。そういった視点から農業生産資材について横断的・総合的に扱うということで、

今回、農林水産省の組織の方も従来の肥料・機械と農薬に分かれていたものを一緒にして生産資材対策を一本化してやっていくことにしております。

この農業生産資材の対策というのは大きくは3つに分かれておりまして、1つが資材費の低減の問題でございます。2つ目が資材に関する技術の開発でございます。3つ目が安全性の確保あるいは品質の確保という問題であります。この3つを総合的・横断的にやっていくということでございます。この分科会でお諮りいたします農業機械の問題でいきますと、特に2つ目、3つ目の機械の開発あるいは安全性の確保といった点が農業機械化促進法の中でも特にこの審議会に諮って進めることとされてございます。そういった点について委員の方々からいろいろな御意見を賜って施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうかひとつよろしく願い申し上げます。

それでは議事の方を進めますが、まず最初に恐縮ですが、資料の確認をさせていただきます。

資料1は議事次第でございます。

2つ目が農業資材審議会農業機械化分科会委員、専門委員の名簿でございますが、ここでお詫びと訂正をさせていただきます。資料2の分科会委員名簿の上から9段目の澁澤委員の肩書を東京農工大学農学部助教授と書いてございますが、教授の間違いであります。大変失礼いたしました。お詫び申し上げます。

続きまして、資料3が農業資材審議会農業機械化分科会について、資料4が農業資材審議会農業機械化分科会における部会の設置について(案)、資料5は横長の資料でございますが、農業機械対策について、以上が本資料になります。

あとは参考資料としまして農林水産省設置法の抜粋、参考資料2として農業資材審議会令、参考資料3として農業資材審議会議事規則、参考資料4として農業機械化促進法の抜粋、参考資料5で高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針をお手元にお配りしているかと思っております。

それとあわせて、資料ナンバーは振ってございませんが、「21世紀農業へステップアップ」というパンフレットもお手元にお配りしてあろうかと思っております。もし欠等がございましたら事務局の方に言っていただければと思っております。

続きまして、この農業資材審議会農業機械化分科会の位置付けにつきまして私の方から説明させていただきます。お手元の資料3をお願いいたします。

まず、資料3の1枚目でございます。今回の農業機械化分科会に当たるものは従来は農業機械化審議会ということで独立した審議会でしたが、今回の行政改革の中で農業資材審議会と一本化いたしまして農業機械化分科会という形になってございます。

この設置根拠なり審議いただく事項でございますが、その下の方に農林水産省設置法が設置根拠で、法施行機能として上から3つ目に農業機械化促進法というのが

あろうかと思えます。これは農業機械化促進法の第5条の2第4項で高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制 定又は変更に関する調査審議について審議会に諮ることとされております。ここには「等」ということで書いてございませんが、農業機械化促進法第14条で後 から御説明申し上げます型式検査についても、その対象機種等について御審議いただくこととなっております。

内容に若干触れていきたいと思えますが、2枚目を開けていただきたいと思えます。農業機械化促進法に基づく基本方針の概要ということで書いて ございます。これは農業機械化促進法に基づきまして農作業の効率化と労働負担の軽減に資する高性能農業機械等の開発・実用化を促進、またこれを農業者が効 果的に導入して農業経営の改善を図っていくための事項について定めるということで概ね5年ごとに改訂を行っているものでございます。

基本方針の中身でございますが、そこに①から③と書いております。

①は生物系特定産業技術研究推進機構——以下「生研機構」と略させていただきますが、生研機構が行います高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とする高性能農業機械等、その目標、その実施方法に関する事項を基本方針で定めております。

②としまして、高性能農業機械実用化促進事業の対象とする高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項でございます。

③としまして、特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標、その導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項でございます。

具体的にそれに基づいてどんな施策をやっているかということでございますが、2の①に該当する生研機構の試験研究につきましては、3の①でございますが、生研機構が農業機械メーカー等に委託あるいは共同で研究を行っております。

2の②に書いています高性能農業機械実用化促進事業は生研機構が必要な資金の出資を行っておりまして、農林水産大臣の認定を受けた者ということで新農機という株式会社に出資してございます。

2の③に当たります特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標につきましては、知事が基本方針に則しましてその導入に関する計画を定めることができるようになってございます。

今申し上げました事項をフローにしたのが次の紙でございます。

大臣が基本方針を定めます。それに基づきまして生研機構に補助・出資をし、また生研機構は高性能農業機械実用化促進事業の促進のための出資を 新農機に対して行っているということでございます。また、生研機構の研究に当たっては農機メーカーと委託あるいは共同で研究する。その成果が市場に流れて いくということでございます。

では、次のページをお願いいたします。農機具型式検査でございます。

農機具型式検査といいますのは農業機械化促進法第6条の定めに基づき昭和37年度から実施されているものでございまして、農業機械の性能、安全性などが一定の水準以上であることを明らかにし、それとあわせまして検査成績表から農業機械を導入する際の性能等のデータを提供する。また、製造者に対しましても開発改良の指針を与えるといったことで安全な農業機械の普及と開発に大きな役割を果たしているものと考えております。

検査の内容でございしますが、農機具の性能、構造、耐久性、操作の難易について実施しております。

対象機種でございしますが、これが本審議会と関わるわけです。農林水産大臣が毎年度、農業資材審議会の意見を聞いた上で決定し、公示していくということでありまして。ちなみに、平成13年度は10機種が対象機種になってございます。

実施方法及び基準でございしますが、これにつきましても農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聞いた上で決定するというところでございます。

検査は生研機構において実施するというところでございます。

次のページはその流れでございまして。重複しますので省略させていただきます。

その次のページ、最後から2枚目のページは高性能農業機械等の試験研究に係る評価の実施についてでございます。

これは先ほど申しましたように基本方針の中で高性能農業機械等の試験研究の実施が定められておりますが、高性能農業機械等の試験研究——現在、我々は「21緊プロ」という名前と呼んでおりますが、この事業の進捗状況なり研究成果等に関する評価について、その評価の客観性あるいは公正・信頼性の確保を図るということで、生研機構の中に内部の評価体制がございまして。これに加えまして外部評価のより一層の充実を図るということから、従来は農業機械化審議会において評価を実施していたわけですが、今回からは農業資材審議会において評価を実施していくことにしております。

評価の実施フローは次のページに出ておりますが、生研機構におきまして当該年度の研究成果、次年度の試験研究計画(案)を作成します。それに対しまして生研機構の中に設置されました技術委員会——これは学識経験者等で構成されておりますが、この技術委員会におきまして検討・評価を行いまして、研究成果なり次年度の研究成果のとりまとめを行います。続きまして、この審議会の分科会におきまして上記でとりまとめられました研究成果、次年度計画などについて評価・検討を行うということでございます。

検討・評価の内容でございしますが、毎年度評価、中間評価、終了時評価の3つがございまして。

毎年度評価の場合にはその年度の試験研究の進捗状況、成果、次年度の試験研究計画が対象になります。中間評価の場合には中間年——研究期間が4年以上の

課題の3年度目に実施しますが、試験研究の進捗状況、成果、経済社会情勢の変化及び関連分野の研究開発状況等から見たその研究の継続の可否、計画研究の見直しなどが対象になります。終了時評価は研究計画の達成度、研究成果の実用化の可能性が対象になります。農林水産省は(2)の評価結果を受けまして必要な指導を行っていくということになってございます。

以上が農業資材審議会が関わっております主な事業についての概要でございます。

もし御質問等がございましたらお受けしたいと思います。

(発言なし)

○生産資材課長 ないようでございますが、もしございましたら後ほどお時間がありましたらそのときでも結構でございますので、お願いします。

では次に、農業資材審議会令第5条第3項の規定によりますと分科会の会長は委員のうちから互選していただくわけでございますが、どなたがよろしいでしょうか。

○委員 農業資材審議会の会長である瀬尾委員にまたお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○生産資材課長 ただいま農業資材審議会の会長でもあられます瀬尾委員を分科会の会長にお願いしてはどうかという御提案をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○生産資材課長 御異議ないようでございますので、委員の皆さんの意見が一致したということで瀬尾委員、恐れ入りますが、分科会会長をお引き受けいただけますでしょうか。○瀬尾委員 大役で務められるかどうか不安なんです、御指名いただきましたので、お引き受けしたいと思います。

○生産資材課長 ありがとうございます。

それでは、さきに開催された審議会において制定されました農業資材審議会議事規則の規定により分科会会長に議事をお願いすることとなっておりますので、瀬尾分科会会長、恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。

今後の議事につきましてもよろしくお願いたしたいと思います。

(瀬尾委員、分科会会長席に着席)

○分科会会長 ただいま分科会会長を仰せつかりました瀬尾でございます。

それでは、皆様の御協力によりまして分科会を円滑に運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。

まず初めに、農業資材審議会令第5条第5項の規定により分科会会長の職務の代理をする委員についてはあらかじめ分科会会長が指名せよということになっておりますので、私の方から指名させていただきます。

この分科会会長代理は岡本嗣男委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(岡本嗣男委員、一礼)

○分科会会長 続きまして、農業資材審議会令第6条第1項の規定により農業資材審議会農業機械化分科会における部会の設置についてを制定したいと思います。事務局の方で案を用意しておりますので、この案について御説明をお願いしたいと思います。

○生産資材課長 それでは、お手元の資料4を御覧いただきたいと思います。1枚紙でございますので、読み上げて説明に代えさせていただきます。

農業資材審議会農業機械化分科会における部会の設置について(案)

第1条 農業資材審議会農業機械化分科会(以下「分科会」という。)に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基本方針部会は、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第5条の2第4項により、農業資材審議会(以下「審議会」という。)の権限に属させられた事項を処理すること。

検査部会は、農業機械化促進法第14条の規定により、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第2条 基本方針部会の議決は、分科会の議決とみなす。

2 検査部会の議決のうち、農業機械化促進法第14条第1号及び第2号の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関する議決は、分科会の議決とみなす。

若干、解説を申し上げます。

基本方針部会のところに書いてございます第5条の2第4項といたすのは、先ほど資料3のときに御説明いたしました高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制定又は変更に関する調査審議を行うところでございます。検査部会というのは、第14条で定められております型式検査についての審議をお願いするところでございます。

第2条の2のところに書いてございます「第14条第1号及び第2号の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関する議決は、分科会の議決とみなす」というところで、分科会の議決とみなさないものがある表現になっております。これは型式検査の合格の取消とか異議申立て、こういったことについてはこの検査部会での議決ではなくて分科会そのものに諮るということでございます。

以上です。

○分科会会長 ありがとうございます。この件につきまして何か御質問、御意見等
はございませんでしょうか。

○委員 素人の質問で申し訳ないのですが、この文章というのはどういう位置
付けといたしますか、省令とか法令とかいろいろあると思うのですが、どんな位置付け
なのでしょう。素人なので、御説明してもらえますか。

○生産資材課長 いわゆる政令、省令の類ではございません。あくまでこの審議会で
定める規則より、またさらに下です。

○委員 わかりました。

○分科会会長 ほかにございませんでしょうか。

○委員 部会が2つありますが、一般的に安全性についてはどちらがやるのでしょ
うか。

○生産資材課長 先ほど資料3のところで型式検査の説明をしたと思いますが、型式
検査の中身は農業機械の性能、安全性などが一定の水準以上を超 えるということ
を検査するものでございますので、そういう意味では検査部会が安全の問題により深く
関わるのではないかと思います。ただ、機械導入の基本方 針とかそういった中で安
全性の問題は全く抜きというわけではございませんが、より技術的に関わってくるの
は検査部会の方かと思います。

○分科会会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

○分科会会長 それでは、そのほか特段の御意見がないようですので、この案で決
定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 異議なしということですので、この案をもちまして農業資材審議会農
業機械化分科会における部会の設置についてを制定させていただきます。

次に、部会に属する委員につきまして農業資材審議会令第6条第2項の規定により
まして分科会会長が指名することとなっておりますが、これについてはこれから事務
局が配布する資料のとおり指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(資料配付)

○分科会会長 お手元の資料のとおりになっております。

次に、部会長を選出しますが、農業資材審議会令第6条第3項の規定によりますと、
部会に属する委員のうちから互選することとなっております。

最初に基本方針部会ですが、部会委員の中から推薦をお願いします。

○委員 提案したいと思います。申し訳ありませんが、本分科会の会長であります瀬
尾委員に部会長もお願いしたらというふうに提案したいと思います。

○分科会会長 いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 では、私が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に検査部会会長ですが、委員の中から推薦をお願いしたいと思います。

○委員 学識経験もおありで、農業機械についても大変知見の深い岡本嗣男委員にお願いしたいと思います。

○分科会会長 いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 異議なしということでございますので、岡本嗣男委員にお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。農業機械対策について事務局の方から資料の御説明をお願いいたします。

○生産資材課長 それでは私の方から、まず資料5に沿いまして若干説明させていただきます。その後、ビデオを2本用意してございますので、そちらの方を御覧いただきたいと思います。

まず、資料5の説明に入らせていただきます。横長の資料でございます。

農業機械対策についてということでございますが、目次をめくっていただきまして、1ページでございます。

農業機械の利用状況、右の方に表が出ておりまして、左の方に概要を書いておりますが、主な農業機械の普及状況でございます。平成12年現在 であります。乗用型トラクターが203万台、これは農家100戸当たりになりますと87台になります。動力田植機が143万台、同じく100戸当たり61台、自脱型コンバインが104万台、同じく45台となっております。最近の特徴といたしましては、乗用型トラクターの高馬力化、あるいは田植機の多条化なり乗用化というように高性能化・大型化が特徴でございます。

次のページをお願いいたします。2ページで農機具購入費の推移でございます。

農家1戸当たりの農機具購入費でございますが、昭和45年から書いております。機械化の進展につれて年々増加しまして、平成3年度には20万円を超えましたが、その後、若干の増減を繰り返しております。なお、この資料は平成5年度と6年度、6年度を境にしまして農機具費の中に農用自動車が含まれるようになりまして一本化されましたので、前との継続性が若干なくなりましたが、平成11年では52万9,000円ということでございます。これを所得 に対する比率で見ますと、農家総所得では6%前後、農業所得では40%前後ということで、ここ数年といたしますか10年近く推移しているということでございます。

また、農業経営費に占める農機具費の割合でございます。下の表に出てございますが、近年20%前後で推移ということでございます。ある意味では農業経営費の中で一番大きなウエートを占めているということでございます。

次に3ページは米生産費に占めます農機具費と労働時間でございます。

先ほどの表と同じでございますが、水稻生産に係る農機具費の費用合計に占める割合は近年約 20%で推移してございます。機械の普及によりまして 10a 当たりの農業総労働時間は昭和 40 年の 141 時間が平成 11 年に 35 時間と、100 時間もの大幅な軽減が実現されておりますが、その裏腹としまして農機具費の割合が 14%から 21%へ上昇、労働費の割合は 55%から 41%へと低下ということでございます。作付規模別の単位当たりの農機具費ですが、作付規模が拡大するに従って減少度合いが大きいということも下の表で見るとれるかと思えます。

続きまして、4ページでございます。

農業機械の所有状況を表にしてございますが、個人所有農業機械のうち 1ha 未満規模層の所有が約 50%を占めているということでありまして、日本の特徴を示しているかと思えます。特に 15 馬力未満の乗用型トラクターでは 74%が 1ha 未満の所有となつてございます。

続きまして、5ページは農業機械の出荷額の推移でございます。

農業機械の出荷額は昭和 60 年に 7,549 億円ということでピークを迎えております。その後、減少傾向にあったのですが、平成 6 年、7 年には前年より増加、平成 11 年にはピーク時の約 8 割、6,053 億円となっております。

それから、出荷台数でございます。主要農業機械の出荷台数は乗用型トラクターで現在 15 万 4,000 台、これはピークが昭和 60 年で 20 万 7,000 台でございますが、その約 4 分の 1 減、75%です。同じく田植機、コンバインもピーク時から見ますと田植機で 56.5%の減、コンバインで 57.2%の減。今、出荷台数は大きく減少しております。

6ページは農業機械の輸出入の状況でございます。

まず、輸出でございますが、昭和 60 年の 1,903 億円をピークにして減少してきておりまして、現在は 1,491 億円でございます。この輸出農業機械のメインは乗用型トラクターでございます、輸出額の約 6 割、58.8%を占めております。

輸入でございますが、平成 8、9 年に 300 億円を超えています。平成 11 年は 233 億円でございます、この輸入農業機械は主として畑作、畜産農家向けの大型トラクター、牧草用作業機でございます。また、輸出元といえますか輸入先はヨーロッパでございます。

続きまして、7ページは農業機械の流通状況でございます。

いろいろな流通の経路があるのですが、末端農家の購入先を見ますと、いわゆる系統と商系が半々になってございます。農業機械の商業者系統販売店の概要でございますが、機械の商系の販売店が平成 12 年 4 月末現在で約 3,900 社と、非常に多うございます。うち、全農機商連加盟の組合員 2771 企業の 36%は個人企業、49%は資本金規模が 1,000 万円未満となっております。

次にまいりまして、8ページでございます。農業機械の価格の推移でございます。

価格指数の推移を右の表に載せてございます。対前年の増減を書いております。価格指数というのは、全農と製造メーカーとの交渉による価格改定の影響が一番大きく出ております。価格改定の影響によりまして平成3年度は3.8%、平成5年度は2.4%とそれぞれ増加してございます。その後は据置で、あとは平成9年のところに1.8%という増がありますが、これは消費税率のアップによるものです。平成11年は本当にわずかですが、減少しているということです。

全農の農業機械価格の推移でございますが、これは先ほど申し上げましたようにメーカーと全農との交渉により決定された全農供給価格が目安になっているようでございます。続きまして、9ページをお願いいたします。農業機械の一つの大きな課題であります機械費の低減対策でございます。

農業機械化促進法に基づく基本方針によりまして適正導入の推進を図るとというのが一つの対策でございます。要は過剰導入しない、適正規模の利用をするということでございます。それが右側に出てございますが、トラクターの大きさ別に田畑別の下限面積を掲げております。これ以上の面積で利用することを一つの基本にしてございます。

2つ目でございますが、地域に適した効率利用方式の確立ということで、一つは農業機械銀行なりコントラクター方式の導入を推進しております。平成7年現在で農業機械銀行で言いますと502地区、延べ面積が17万haとなっております。

イのところに書いてございます農業機械のリース・レンタル方式の推進でございますが、リース・レンタル業者は現在、全国で124件ございます。こういったものも推進してまいりたいということでございます。

続きまして、10ページでございます。同じく資材費の低減の2つ目でございますが、低コスト農機の推進ということで、ここも2つ書いてございます。

①は中古農業機械の活用でございます。右の図は中古農業機械の割合を書いております。乗用型トラクター、田植機、コンバインそれぞれ書いてございますが、大体3~4割を占めております。その機械の価格でございますが、大体5~6年間使用したもので新規機械の概ね半額程度という状況でございます。

もう一つはシンプル農業機械の開発でございます。最近の傾向として非常にいろいろな機能を備えた機械が出ておりますが、その分お値段が高くなってございます。基本性能を重視して機能を余りたくさん備えないといいますが、基本性能だけに重視を置くということで廉価な機械の普及を推進するという事で我々は「シンプル農機」と呼んでおります。全農では同じようなものを「HELP農機」と呼んでございますが、そういったものの推進を図っております。お値段は右下の図に書いてございますが、これはHELP農機の価格を機械の種類別に示しております。トラクター、田植機等で大体1割ないし1割5分の価格低減率となっております。

11 ページでございまして、同じく資材費の低減の話で農業機械の使用年限の延長でございまして。

平成9年8月に「農業機械整備施設設置基準」の一部改正を行いまして、小型機械、中型機械、大型機械の3部類に見直しまして機械設備の追加を行うということで、大型化なり高性能化に対応した農業機械の点検・整備の充実・強化を図っているところでございます。整備施設の認定数としては新基準で平成10年で3,615、平成11年で5,256となっております。

農業機械利用技能者の養成ということで、これは昭和46年から各地域で農業機械利用技能者の養成・認定の事業を行っております。平成10年度末までで43都道府県におきまして約8万4,000人の農業機械士が認定されております。

③の部品の供給体制の整備でございまして、補修用部品の供給年限は日本農業機械工業会の申し合わせで、生産中止後、法定耐用年数プラス2年でしたけれども、これが平成2年7月から主要機種については、法定耐用年数プラス4年に延長されております。大部分の部品は注文から1ないし2日中に部品センターから農家に供給できる体制が整備されていると聞いております。

なお、農業機械の部品について当初からJISの制定を行います日本工業標準調査会に参画しまして規格化を進めてきておりまして、ロータリーの耕うん爪、農業機械用タイヤなど38規格がJISに制定されています。また、これに至らない部品につきましても日本農業機械工業会が日農工規格と定めまして、今は4規格そういったものが自主規格として定められております。それらは右の表に書いてございます。

次に、12ページにまいります。

農作業の安全対策でございまして、これは非常に重要な問題でございまして。現在、農作業死亡事故が350から400人ぐらいでずっと推移してきております。このうち農業機械作業によるものが約8割でございまして。特に多いのが乗用型トラクター、歩行型トラクター、農用運搬車です。最近では農業従事者が高齢化してきたということで死亡事故者数に占める65歳以上の割合が非常に高くなっておりまして、平成10年で7割弱となっております。

事故多発機械の原因はかなり共通しておりますが、乗用型トラクターは100から140件程度の死亡事故を起こしてございまして、8割が機械の転落・転倒でございまして。歩行型トラクターも50から70件程度の事故を起こしてございまして、主なものが挟まれ、あとは機械の転落・転倒、自動車との衝突となっております。次にまいりまして13ページでございまして、農用運搬車も40から60件程度の事故でございまして、6割が機械の転落・転倒となっております。

こういう農作業死亡事故をほかの産業と比較しますと、全産業では労働者人口10万人当たり4人程度で推移しているのですが、残念ながら農作業死亡事故は10万人当たり9.7人と、倍以上の高さでございまして。これに関連しまして労災保険という制

度がございます。特に右の表の一番上に書いてございます特定農作業従事者という労災保険がありますが、平成3年度に追加された制度でございます。これは非常にお勧めの制度でございますが、まだまだ少のうございませう。今後ともさらなる加入促進が必要ではないかと思っております。

次に、14 ページは農業機械の型式検査・安全鑑定の実施でございます。

まず、型式検査については先ほど申し上げました大臣の定める機種について機械の性能、安全性、耐久性及び操作性に関する検査を実施ということで平成 11 年度で 78 件、これまでの合計が 3,677 型式となっております。

もう一方、安全鑑定がございます。これは特に法律で定められたものではございませんが、機械メーカーの依頼に基づいて安全性に絞って鑑定を実施しているものでございまして、平成 11 年度では 168 件、これまでの延べで 6,831 件ということでございます。

続きまして、15 ページでございます。

農業機械の開発・実用化の促進ということで、農業機械に関する研究機関それぞれの役割を右のように書いてございます。生研機構、都道府県、メーカーがそれぞれ分担してやっております。なお、国につきましては機械の開発というよりは機械化栽培法とか機械化作業体系、農機具の効率的な利用といった研究をするという役割分担になってございます。

続きまして、高性能農業機械等の開発・実用化の促進及び導入への取り組みということで高性能農業機械等の開発状況でございます。これは平成5 年から農業機械等緊急開発事業、さらに平成 10 年度からは 21 世紀型農業機械等緊急開発事業ということで機械化一貫体系による労働負担の軽減、環境保全型 農業の推進及び中山間地域の労働負担の軽減等を目的に行っております。

課題は右側に出ているようなものでございまして、これによって実用化された農業機械が次の 16 ページの右上に出てございます。大型汎用コンバイン以下、28 の機種がこれらの事業によって開発・実用化され、現在、導入が進められているところでございます。

17 ページはこの事業のフローチャートでございますので、省略させていただきます。

最後に 18 ページでございます。

同じようなもので中山間地域の地域農産物の生産振興に適した機械の開発を行っています。これは都道府県がやるのですけれども、生研機構がこれまでの技術蓄積を生かしまして指導していき、そして都道府県が地元メーカーに委託して特産農作物の機械開発を推進するというところでございまして、これまで にたまねぎ収穫作業機、かんしょのつるまくり機などが実用化されたところでございます。

以上、はしょった説明で恐縮でございますが、資料5の説明は以上でございます。

この後、ビデオを2本、時間にして12～13分になろうと思いますが、御覧いただきたいと思います。

(ビデオ上映)

○生産資材課長 説明とビデオは以上でございます。

○分科会会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました内容につきまして何か御意見とか御質問、あるいはこれに関する御発言がありましたらお願いいたします。

○委員 農作業事故に対して年齢だけの調査をされているのだけれども、やはり絶えず高齢化していくのはこれからはしょうがないと思います。そう いう中で、一つに経営面積が今のこの資料にも出ているけれども、15馬力未満は1ha未満の人が所有しているという資料があったと思うのですが、そういうのが事故に一番つながっているのではないかと思います。現場の傍にいればそんな感じを受けるので、どのくらいの死亡事故があった場合にどのくらいの経営面積でどういう体系で経営なされているかというのを事故防止のためにこれから調査していただければ案外いいのではないかと思います。高齢化していくのは今の 農産物の価格から言ったらしょうがないことだと思うから、今までどおりの調査ではなくて、そこに加えていただければと思うのが一つ。

いまひとつは労災保険のことですが、この問題についても今の進め方でいったのでは恐らくこれ以上は伸びていかないと思うんです。基本的に推進 する場所というか、そういう人を変えるようなことでなかったら、言っては悪いけれども農協は自分の共済を売るのが一生懸命だから、更新のときになっても連絡がなかったり何かするから、そういうのはある程度また別の機関で推進するような方法だと——あと年金や何か、事故があった場合の遺族年金や何かもちゃん とついて回るのだから、これはいいことだと思うけれども、今までの推進の仕方だったら加入者がこれ以上増える可能性はないのではないかと見ているんです。その点はまた別の機関なり方法を何か考えていただければ推進できると思うけれども、これはいいことだから進めたいと思って例えば法人化してしまうと義務 化されるから、私どもは社会保険やそういうものに入っているからあれですが、そういうことを考えていくと今の体制のままで幾ら進めようとしても無理だと思うので、その辺は進める方としても一考していただければ加入者を増やせる手法があるのではないかという気持ちで私は見えています。

○分科会会長 ただいま2点あったと思うのですが。

○生産資材課長 まず最初の死亡事故の方でございますが、死亡事故については前の役所で言うと厚生省ですが、そこに死亡事故の個票があります。それからさかのぼって見ていくものですから年齢なり原因はわかるのですが、経営となりますと個票から離れてさらに追跡調査をしなければいけないものですから、そこはどの程度できるか。確かに今御指摘がありましたように零細規模で高齢化というところの関連は高

齡化等は見ていますが、規模等は今見ておりませんので、その辺についてどこまで追跡可能かを含めて調査してみたいと思います。

もう一つの労災保険の方は御指摘のとおりだということで問題意識自身はかなり共通したものを持っているのですが、具体的にどのようなにするのか、さらに御意見をいろいろお聞きして、いずれにしても進めることが非常に重要だと思っていますので、さらに施策の充実を図っていきたいと思います。

○分科会会長 ほかに御意見等はございますでしょうか。

○委員 資料5の3ページの下の生産費の表ですが、これは10ha以上というのがないわけですし、例えば農機具費が5haから10haと10ha以上だと逆に農機具費が上がっているというデータがあります。4ページの規模別個人所有の状況も5ha以上しかないわけ、9ページにありますトラクターの利用規模別導入下限も例えば30馬力のトラクターだと10ha以上という話なので、例えば5haとか10ha以上の規模についてのデータが非常に重要になっているのではないかと思います。というのは、米の価格がかなり急落してきている状況の中では専業農家がどの程度の収益水準にあってコストがどのくらいかかっているかを事細かにやらないと、兼業農家なり中規模農家が中心になっているという点でその辺の資料があるのかどうかということ。

9ページにリース・レンタルが取り上げられていますけれども、規模別とか先ほどの3ページの生産費の部分でリース・レンタルがコスト低減にどれだけ貢献しているのかというクロス分析みたいなものがあつた方がいいのではないかと私は思うんです。その辺について資料があるかどうかということをお伺いしたい。

今、〇〇委員からお話がありましたけれども、死亡事故については労災保険とか法定措置はあるんです。死亡事故を減らそう減らそうという話は昔から出ていますけれども、実際に現場においてどこが事故軽減のために活動をされているのか。産業界全体で言えば労働基準監督署ですが、監督署は専門分野の事故軽減については努力をなかなかされないというか、できないわけで、農業の事故について例えば私が思うには労働安全衛生という点で言えば普及センターの生活分野は元々そういう分野であつたと思います。そこら辺は現場とのコミュニケーションが事故などについて情報も来ませんし、労災保険が現場に対してこういうものがありますということを普及している人も多分ほとんどいらないというのが現実だと思います。その辺がどういう状況になっているのかお伺いしたいのと、その辺の改善を進めていただきたいと思ひます。

○生産資材課長 まず最初の御質問の生産費調査と機械リース・レンタルあるいは機械銀行といったものの効果との関連も含めた御質問でございますが、大規模層における生産費調査については、サンプル数が少ないものですから、どうしても統計的な処理をする場合にこれをさらに10ha以上20haとか30haに分けてお出しするよう

な公的な資料は今ございません。ですから、どうしても事例的な紹介になろうかと思いますが、そういったものについては工夫してみたいと思います。

もう一つの労災保険の件でございますが、我々も死亡事故を減らすということで先ほど説明いたしました農業機械士の方々の御努力もいただきながら地域で総合点検といった事業もやっております。ただ、そういった中で今言われた普及センター、特に生活の普及員の活用はそういう意味でどこまで十分かという御指摘はそのとおりかと思いますが、その辺をさらに改善といいますか、向こうの方にもPRを強くしていきたいと思います。

あとはこの関連でいきますと農作業事故の安全性あるいは労働負担軽減、両方の意味で生研機構でマニュアルをつくって今普及しているところでございますが、そういったものの活用も現場で図っていきたくて思っております。

○分科会会長 ほかによろしいでしょうか。

○委員 ○○委員から高齢者のお話がありましたけれども、小さい町ですが現場を預かっておりますので、農村地帯ですから実態を申し上げますと、70歳後半から80歳前半であっても、お元気であればトラクターで田おこしもすれば、代かきもします。そういう方も少し感覚が鈍るとロータリーを回転させたまま道路に出たり、いろいろなことがありますから、実態はそういう部分なんです。私も農業を経営しておりますから、トラクターも乗りますし何でもやりますけれども、後継者がなかなかいません。そうすると、農業・農村を維持していくには命がある限り先祖伝来の田畑は耕して多面的機能を発揮させていかなければならないという実態があるわけです。

お米づくりだけに例えれば4月下旬から5月初めの連休の1週間で全部を終わらせるのですから、殊に現場の農村に來れば個別完結型です。ですから、資料5で30馬力のトラクターは10ha以上でないとダメですよという理論はいいのですが、現場では1haだって30馬力のトラクターでやっています。ですから大変な過剰投資になっている部分はあるのですが、共同作業の推進はなかなか難しい部分があります。

私の町では農業公社を設立して経営しております。その中でどういうことをやっているかという、農業公社が一つの大規模農家だという前提をもとに設立しておりますから、農作業の受委託——当然、公社も機械設備を準備しておりますけれども、全部を受けてもできない部分がありますから、受けて中核農家に作業を渡す。そうすると、中核農家の大型トラクターも発揮されるとかそういう部分もやっておりますけれども、自己完結型の中で渡してくれる作業する水田は圃場が未整備であったり、やりづらいところを渡してくるものですから、現場としてはなかなか大変なものがあります。

そういう中で平成12年度はどうしても農業経営ができない、米づくりができないという方の水田は公社が全作業を受託してやりましょうということでやったのですが、公社そのものを財団法人で設立してしまったものですから農家にならないんです。お米の販売は委託してくれた農家の一つの口座をつくってやらざるを得なかった。農業

生産法人でやればよかったなという失敗があるのですが、地域の責任者として農業・農村を維持していくためにはそういう方法も やっていかなければならない。

そういう中で水田農家に一番好評を博しているのが無人ヘリの農薬航空散布です。500ha ぐらいやったでしょうか。もちろん農業公社も1機 持っていますし、生産集団が2機か3機持っていて3グループぐらいありますから、それと公社と一体になって航空散布。パイロットは地上にいて無線操縦 ですから、農薬がかかる心配がないんです。そういう利用の仕方もある。農業機械は日進月歩で発展していきますけれども、一番先端の部分の農家は新しいもの を入れながら、いかに田んぼ・畑に縛られる時間を少なくして農外所得を持ってこないと合いませんから、そういう状況も農林水産省の方で理解していただきたいと思います。

この分科会にはあまり合わない発言かもしれませんが、参考までに。

○分科会会長 現場の方からの御発言がありましたけれども。

○生産資材課長 十分参考にさせていただきます。

○委員 今の御意見に関して、やはり今までですと最初の土地生産性とか労働生産性を向上させようというときには機械のハードな部分の果たす役割 が非常に高かったのですけれども、特に安全性の問題とか環境問題とか地域ぐるみで活性化していくという中で農業機械の果たす役割が無視できないぐらい重 要になってきたときには単に農業機械のハード面だけでなく、それをどうやって利用するか、あるいはどういう機械化体系を戦略的にその地域の活性化のコン テキストの中で展開していくかというところまで求められるようになってきたと思います。その意味では非常に高いレベルのハード開発、機械開発が実際に世の 中のニーズとして非常に高くなってきたということだと思えます。

そうなりますと、先ほどの資料の緊プロとかいろいろなことが自己完結的で全部展開されているのですけれども、国立の試験場は利用方法で生 研機構はハードというすみ分け自体もこれからはもう少しお互いに協力関係ということで、この中で開発されたものが地域の活性化なり安全性にどうやって貢献 するかというビジネスモデルといえますか、全体図を提案しながら具体的に戦略的な問題を解いていくという姿勢なり対応が必要ではないだろうかと非常に思っ ております。

これはコメントですけれども、そういう意味ではこれからもなるべくいろいろな方の御意見なり何なりを聞いて、外部評価するときでもなるべく多様な意見を聞いてされることを望みます。

○分科会会長 ほかにどうぞ。

○委員 今、ビデオで野菜のものすごく高性能な収穫機を見せていただいて、あれはあれでいいんだろうなと思いつつも、実を言うと私は長野県の 佐久地域の高原野菜地帯でずっと仕事しているのですけれども、高原野菜の8割以上の全国シェアを占める川上村とか野辺山という地域で実際に農家の皆さんの 収穫作業を見ていると、

まだ朝3時頃から起きて畝に腰を下ろしながら収穫しているというやり方でずっといくんです。それで足腰が冷えるとか何とかというこ とで非常に苦労しているのですが、もう少し平らな方でやっている機械化はやれないのかと聞きますと、あれはすぐ畝をつぶしていってしまうからダメだと言う んです。

あの地域は夏もちょっと涼しいという面があつて、野菜を二毛作みたいにやるんです。そうすると、春やったマルチを大事にして次にまた使いたい という思いを皆さんが非常に持っていて、収穫機が入ってもマルチをダメにしない収穫機なら活用できる。そうでないと、とてもまあいう大型の高いものを 入れてやるにはコストがかかり過ぎてしまうからという言い方をされるんです。そういう意味でもう少し現場というか、現地の皆さんの収穫機——もっと暖かい 地域では一毛作だからいいのかもしれないけれども、いろいろな種類の開発というか、現場の声を聞いた開発の仕方をお願いできればいいなと思います。

○分科会会長 いかがでしょうか。

○生産資材課長 今の御指摘は非常に頭の痛い点でございます、野菜というのは品目も非常に多くございますし、一つの品目の中で多くの栽培様式 を持っているわけです。その栽培様式ごとに機械を開発しますと、また機械の方も開発費がかさみまずし、その開発費を販売で全部ペイしようとするとなんとも なく高い価格になります。したがって、栽培様式が非常に多様なままで機械開発をやっていくのはある意味で現実的ではないという認識もあります。

これは先ほど〇〇委員から別のところで、国の方は栽培様式統一の問題で機械とは切り離してという話がありました。それと絶えず連携はとつてい るのですが、そんな意味で栽培様式の統一化もあわせてやっていきませんと、どうしても機械の開発だけにすべてをかぶせるのはきついなと思っています。た だ、確かにその地域でどうしてもその栽培でないと収量あるいは品質が安定しないというのであれば、それはそれでそれに向けた機械もまた開発していかなけれ ばいけないだろうと思いますが、原点のところから議論していかないと、今の栽培様式ありきだとなかなか厳しいと思っています。そういう意味では、現に今開 発しております担当はみんないろいろな現地に出て今おっしゃった指摘をいつも問題点として抱えながら開発しているというのが実態でございます。

○委員 現実にはそういう悩みを皆さんが持っていて、だから結局、機械よりも何とか冷えない衣服をどうしようとか、蚊に食われないようにどうやって網をかぶろうと いうことで最終的には人でやっている状況があります。

○委員 私は農業機械を担当している方でございますけれども、その立場から言わせてもらおうと、日本列島は非常に長いし、気候も非常に違います。したがって、我々の望むところはやはり今おっしゃった栽培体系をその機械に合わせてという考え方をしてもらわないと、この地域は昔からこの方法でやってい る、だからこの機械を開発

せよと言われると、課長が今おっしゃったように機械に合わせた栽培体系をだんだんとっていかないと、その地域地域に向けた機械と いうことになりますと非常な開発、要するにまた機械の機種がたくさん増えるということでもありますので、その辺も栽培体系を地域に合ったものというよりも、一つのキャベツならキャベツはこんなつくり方をするとという形のものに変えざるを得ないのではないかという気がします。

○分科会会長 御意見、どうもありがとうございました。

予定の時刻を過ぎておりますけれども、どうしてもという方はございますでしょうか。

○委員 私は普及センターの普及の現場にいる者ですけれども、先ほど〇〇委員からも普及センターの役割ではないかという御発言がありました。

実は先ほどのビデオを見てもショックを受けたのですけれども、先ほど農薬散布の場面でマスクどころか素手でという状況を見ました。私も労働衛生を専門にしてきたものですから何十年来やってきたつもりですけれども、いまだに先ほどのビデオのような状況の中で、農業機械もそうですが、つい半月前、私どもの管内で大変悲惨な農業機械の事故がありました。48歳の働き盛りの本当に地域の担い手だった花農家の経営者がトラクターでゴボウ掘りをしていて巻き込まれて死亡したのですが、どういう状況かというのはいわからないんです。周りにもパートさんがいたのですけれども、その瞬間の状況はわからなくて、どうも何か引っかかったものを手でとろうとして巻き込まれたらしいということだけでわからないんですが、どんなに安全な機械を開発しても使う人が人間ですから使う人たちの意識をどうしていくかというのが現場にいる者の悩みなんです。十分とは言いませんけれども普及センターとしてはそれなりにいろいろなことをやっていますが、先ほどのビデオもそうですけれども、なかなか定着しないし、事故が減らないというところではどうやったら意識を変え、行動に移せるように私たちがやれるかというのがいつも悩みで、もし委員の皆さんにいいお知恵があったら逆に拝借したいと思います。

もう1点は高齢化の問題ですが、高齢化したら機械を使わないのが一番いいとは思っているのですけれども、今の現状からいきますと担い手が高齢化すれば機械がないと今の日本農業を担っていけないのではないかと。体力が落ちてくると手作業ではできない部分を使いやすい機械があれば70代でも十分にできるという反対の問題があるのですけれども、そういう面では高齢化により合った機械の開発も一方では必要なのかと感じております。

2点目は意見ですけれども、1点目はもしどなたか委員の方でいいお知恵がありましたら拝借したいと思います。

○分科会会長 委員の方の中でいかがでしょうか。

○委員 3t未満の建設機械を使うときには講習会が義務付けられていて、私もそれを受けに行ったことがあるのですけれども、1日でコンパクトにまとめられています。安全性についてこういうことが重要で、こういう事故が多くてということをして1日その話を

聞いてたり模型を使って教育をするのですけれども、それは機体重量3t未満の小さな機械を使うときには資格が義務付けられています。

農作業の場合は持っていないからダメだという話はないと思うのですけれども、入札などで入るような工事現場ではそういう資格がないとダメだという制度です。そういうものを受けると知識として非常にわかりやすく、ここがダメだということがわかると思うのですけれども、そういうものを体系づけてやらないことには1年間に400人亡くなっている方々の事故防止はできないと思うんです。個人的にどれだけやっても、意識の高い方は自分からそういうことを理解されていますけれども、そこをどのようにやるかということが非常に重要で、一度受ければ10年間ぐらいは十分その情報が自分の中に残っていますから、これを絶対不可欠にしないといけないと思うんです。しかし、そこがないことにはなかなか難しいのではないかと思います。建設業界ではもうやっていることなので、私はやられた方がいいのではないかと思います。

○分科会会長 ありがとうございます。

この安全性の議論は審議会のたびに毎回出てきている議論だと思います。生研機構の方から安全マニュアルとか本も出ているということを知っておりまして、そちらに聞いておりますでしょうか。農作業の安全チェックリストがありますが。

○委員 いただいておりますけれども、農家の人個々がそういうものを読んでやるかということになるとなかなか難しい部分だと思うんです。

○分科会会長 これは本当に大変重要な問題でして、この審議会でもずっと議論して、急いで解決しなければいけないことだと思いますが、いろいろな事故の状況もわからないというのは本当にそのようですね。そういうこともございますので今後も引き続き議論していただくということで、今日は時間もございますので、この件につきましては中途半端で終わるという格好になりますけれども、よろしいでしょうか。

多分いろいろ御意見があって議論が尽きないかと思いますが、時間に余裕がないということでそろそろしまいしなければいけないようですので、本当に本日は御協力ありがとうございました。今後もこういう議論を続けていく必要がございますけれども、本日はこれで議論をおしまいしたいと思います。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

○生産資材課長 本日は大変御熱心な御討議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですともう少しお時間があればいいのですが、この会場が12時までとなってございまして会場の方から急かされたものでございますから、大変失礼いたしました。

今後の農業機械化分科会の予定について御説明を申し上げたいと思います。

基本方針部会につきましては5月頃に、検査部会につきましては10月頃にそれぞれお諮りすべき案件がございますので、開催させていただきたいと思っております。

詳しい日程につきましては、後ほど委員の皆様にご相談の上決定いただきたいと思います
っております。

本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—